

# 静岡県公立大学法人利益相反マネジメントポリシー

## 1. 基本的な考え方と目的

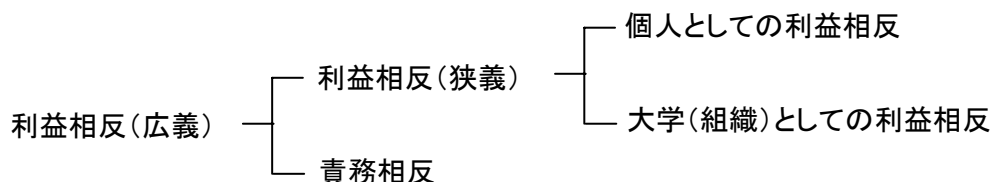
静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）は、静岡県立大学と静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）における産学官連携等を強化することにより、社会貢献活動を推進している。その一方で、産学官のそれぞれが有する目的・役割の違いから、社会貢献活動と従来からの大学の使命である教育・研究との間に利益相反の問題が生じる可能性がある。

法人は、本学における教育・研究・社会貢献上の責務が適正に遂行されていることを自ら審査・実証するための透明性の高いルールとシステムを構築することにより、利益相反が深刻な事態に陥ることを未然に防止し、社会への説明責任を果たすことに努める。

本ポリシーの目的は、法人又はその役員及び教職員の行動を制約することではなく、法人に対する社会からの信頼を高め、産学官連携を適正かつ円滑に推進できる環境を整備することにある。

## 2. 利益相反の定義

本ポリシーでは、広義の利益相反を利益相反マネジメントの対象とする。



### (1) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念

### (2) 狭義の利益相反

教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況

### (3) 責務相反

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

(4) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

(5) 大学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

3. 利益相反における適正なマネジメント体制の構築

本ポリシーの目的を達成するために、利益相反マネジメント規程を制定し、利益相反マネジメント組織として利益相反委員会を設置する。

附 則

本ポリシーは、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。